

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成26年12月10日 午前10時
富岡町郡山事務所 桑野分室

開議 午前10時00分

出席委員(11名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
10番	渡辺三男君		

欠席委員(2名)

9番	高橋実君	11番	三瓶一郎君
----	------	-----	-------

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参考事務課長	緑川富男君
税務課長	斎藤眞一君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参考事務課長兼生活環境課長	横須賀幸一君
参考事務課長兼産業振興課長(併任)農業委員会事務局長	阿久津守雄君
参考事務課長兼復興推進課長	高野善男君

参事兼復旧課長	郡	山	泰	明	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	渡	辺	弘	道	君
参事兼 大玉出張所長	三	瓶	保	重	君
生活支援課長	林		志	信	君
総務課課長補佐	志	賀	智	秀	君
企画課課長補佐	竹	原	信	也	君
生活環境課 副主幹兼原子力 事故対策係長	坂	本	隆	広	君

職務のための出席者

議長	塚	野	芳	美
事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	大	和田	豊	一

説明のため出席したもの

代表執行役副社長 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	石	崎	芳	行	君
福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長	武	井	澄	男	君
福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長	塩	原	秀	久	君
福島復興本社 福島本部 郡山事務所長	野	口	栄	一	君
福島復興本社 福島本部 郡山補償相談 センター部長	大	塚	浩	明	君
福島第二原子力 発電所副所長	佐	藤	隆	之	君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成26年8月・9月・10月分）について

2. 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
3. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 開会に先立ちまして、9番、高橋実君、11番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は11名、欠席委員は2名、町執行部からの出席者は、町長、副町長、教育長、生活環境課長ほか各課の長であります。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は、公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長より挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

福島第一原子力発電所では、10月に新たな事務棟が完成し、これまで福島第二で事務を行っていた約1,200名の職員が福島第一に移動し、現場機能の一体化、集中化を図っております。また、構内での廃炉に向けた取り組みであります。4号機燃料移動作業については今月中に全ての燃料移動が完了する予定となっております。また、1号機建屋最上部の調査についても今月4日に屋根パネルが戻され、無事作業が終了しております。引き続き町といたしましても安全かつ確実に廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日の委員会では8月から10月分の通報連絡処理の説明、また東京電力からは中長期ロードマップの進捗状況の説明がありますので、議員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（平成26年8月・9月・10月分）についてを議題といたします。

生活環境課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（横須賀幸一君） おはようございます。原子力発電所通報連絡処理について

は、担当係長より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○生活環境課副主幹兼原子力事故対策係長（坂本隆広君） それでは、原子力発電所の通報連絡処理、平成26年8月から10月分についてご説明をさせていただきます。

済みません、座っての説明でよろしいでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○生活環境課副主幹兼原子力事故対策係長（坂本隆広君） 失礼いたします。

それでは、お配りしております資料1ページをお開きください。初めに、福島第一原子力発電所からの通報実績についてご説明させていただきます。ページ下の表のとおり、8月から10月までの通報件数につきましては1,377件となっております。そのうち原子力災害対策特別措置法25条による通報が1,013件となっております。

それでは、期間中に通報のありました内容についてご説明をさせていただきます。まず、ナンバー1番ですが、8月29日に3号機使用済み燃料プール内の瓦れき撤去作業において、燃料交換機の操作卓を大型クレーンでつり上げるため専用の治具でつかもうとしたところ、操作卓及び張り出し架台が燃料プール内に落下したものです。その後水中カメラにより確認が実施されております。落下した操作卓、張り出し架台の一部はプール内に設置されている養生材に落下した後、燃料ラック上部の瓦れきに落ちたということが確認されております。また、瓦れき落下後のプール付近の線量及びプール水の分析結果ですが、特に有意な変動はありませんでした。3号機の瓦れき撤去作業は、本事象発生後中断をしておりますが、先月再開に向けた検討結果が発表されておりまして、燃料プール内への養生材の追加設置や瓦れきつり上げのための新たな治具の開発等を行いまして、現在再開に向けた準備が進められております。

次に、ナンバー5番の多核種除去設備（ALPS）B系の停止についてご説明をさせていただきます。9月26日の定例サンプリングにおいて、系統水のカルシウム濃度が高いことを確認し、その後現場調査でフィルター出口の水が若干白く濁っていることがわかっております。その後運転を停止しております。このALPS、B系につきましては、ことし3月にも同様の事象が発生しておりまして、浄化フィルターのガスケットを改良して、5月より運転を再開しているところであります。今回の事象においても、ガスケットの一部が変形及び亀裂が確認されており、フィルターを清掃するための逆洗浄をするための圧力が原因として挙げられております。こちらにつきましても部品の交換を行いまして、10月23日より運転を再開しております。

続きまして、2ページをお開きください。次に、福島第二原子力発電所の通報実績になります。期間中の件数につきましては、24件となっておりまして、区分3が1件となっております。こちらにつきましては、9月13日に連絡がありました3、4号機サービス建屋内にありますトイレ洗浄用水の漏えいについてということになります。通報のあった前日、12日の夜10時ごろ、巡視点検に向かう東電

社員が建屋1階の更衣室内のトイレ、小便器になりますが、こちらのほうの水漏れを発見いたしました。その後元弁を閉めまして、水漏れのほうは停止しております。その後確認の結果、その下にあります地下1階のホットラボ室、分析室ということですが、こちらのほうにも一部漏えいが確認されておりまして、約220リットルの漏えいということになっております。原因については、調査中ということであります。

以上が今回8月から10月分の通報連絡の内容となっております。

資料のほうですが、3ページから7ページにつきまして今回掲載をさせていただきました通報の内容を掲載しております。

また、最後のページですが、8ページにつきましては期間中の発電所の状況確認の内容を記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

以上で付議事件1を終了いたします。

次に、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の中長期的ロードマップの進捗状況について東京電力に説明を求めておりますので、直ちに入室を許可いたします。

暫時休議します。

休 議 (午前10時09分)

再 開 (午前10時13分)

○委員長（渡辺英博君） 再開いたします。

付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

説明出席者は、お手元に配付した名簿のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

初めに、東京電力を代表いたしまして執行役員副社長石崎芳行様よりご挨拶をいただき、その後、各担当者に簡単に自己紹介をお願いいたします。

石崎副社長。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） おはようございます。東京電力の福島復興本社代表の石崎でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

そして、まずは本当にもう3年8ヶ月以上も皆さん方に私たちの原発事故で大変なご迷惑をおかけ

し続けていることを改めまして深くおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

きょうは、お時間を拝借いたしまして、福島第一の現状についてご報告をさせていただきます。それを中心とさせていただきますけれども、それ以外に今国と一体となって福島復興本社につきましても浜通り地域の復興に向けて私ども最大限の努力をさせていただいているところであります。

これから国の委員会もイノベーション・コースト構想研究会が一通り取りまとめが終わりまして、いよいよそれを具体的に国の予算をつけて実現に向けて分科会がスタートいたしました。そこに私も入れていただきまして、これから浜通り地域の皆さんのためにさらに具体的にどういうまた町づくりをしていくのかと、そういうところで東京電力としても最大限の努力を国と一体となってさせていただくという所存でございます。きょうはぜひそういった点につきましてもいろいろご指摘をいただきて、ご指導いただきたいと思います。私どももこれからも精いっぱいやってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（武井澄男君） おはようございます。復興推進室副室長をやっております武井と申します。よろしくお願ひします。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） おはようございます。復興推進室技術担当をしております塩原と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君） おはようございます。郡山事務所長の野口でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（大塚浩明君） おはようございます。郡山補償相談センターの大塚です。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所副所長（佐藤隆之君） 福島第二原子力発電所副所長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に関する説明を求めます。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 復興推進室の塩原でございます。

それでは、福島第一原子力発電所の状況につきまして、お手元のA3の資料を用いましてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、8分の1ページ目でございますけれども、こちらにつきましては従来何度かご説明したことがあるかと思いますけれども、おさらいでございます。

まず、上段のほうに廃炉につきまして記載させていただいております。廃炉の問題としましては、使用済み燃料プール、こちらのほうに燃料が残っているという問題、それと原子炉、圧力容器、またその下の格納容器に溶けて固まりました燃料、燃料デブリが残っているという問題がございます。この2つを解決しませんと廃炉に、原子炉の解体につながらないということで、鋭意進めているところ

でございます。

まず、一番上の矢羽のところでございますが、燃料の取り出しにつきましては、既に新聞報道でありますとおり、11月5日に4号機の使用済み燃料の取り出しが終了したという状況でございます。現在新燃料の取り出しを鋭意進めておりまして、こちらにつきましてはこの12月中に全て取り出しを終了するということでございます。そうしますと、4号機につきましては解体に向けてのリスクが全くなくなるという状況でございます。

それに続きますのが3号機、その後1号機、2号機と続いてございます。3号機につきましては、瓦れきの撤去等につきまして後ほどご説明させていただきます。また、1号機の瓦れきの撤去に際しましては建屋カバーの解体という問題がございます。こちらにつきましても後ほどご説明させていただきたいと思っております。

中ほどの矢羽でございますけれども、燃料デブリの話でございます。こちらにつきましては、原子炉建屋の線量率が非常に高いということで、なかなか人がアクセスできないということで、ロボット等を用いまして内部の調査、また除染を進めているところでございます。

一部1号機で調査関係で1つ進展がありましたので、後ほどご説明させていただきたいと思います。

そういうことで、廃炉に向けましては順調に進んでいるという状況でございます。

続きまして、下段になりますけれども、汚染水対策でございます。毎日400トンの地下水が原子炉建屋に入りまして、これが高濃度の汚染水になるという問題に対しまして、当社としましては3つの方針に基づきまして9つの対策を現在鋭意進めているところでございます。

こちらにつきましても後ほど進展がございました項目についてご説明させていただきますが、まずは方針3つのうち、汚染源を取り除くというところで、対策が①、②と2つございます。1つは、多核種除去設備ALPSでございますけれども、こちらにつきましては現在3機順調に運転しております。また、それにプラスするところの4機につきましてはストロンチウムを選択的に取り除くということによりまして年度内中に高濃度の汚染水、これをここから害となります放射性物質を取り除くという作業を進めている状況でございます。

また、後ほどこちらも紹介しますが、トレーニング内の汚染水の除去につきましても新聞報道等でうまくいっていないのではないかという話もございますが、順調に進んでいるところにつきまして後ほどご説明させていただきたいと思います。

また、方針2、汚染源に水を近づけない。地下水を原子炉建屋に近づけないというお話をございますが、その中で現在③の地下水バイパスにつきまして効果が見られております。こちらにつきましても後ほどご説明させていただきます。

また、④、建屋近傍の井戸での地下水のくみ上げということでございます。こちらにつきましては原子炉建屋の周りに従来からありました井戸、これを復旧させることによりまして地下水の建屋への流入を抑えるというものでございますけれども、その際には地下水若干放射性物質で汚染されてござ

います。この汚染水を浄化する設備の試運転、こちらにつきましては大方終わってございます。また並行しまして漁協さんを初め関係者のほうにご説明しているという状況でございます。これが海のほうに排水できるようになりますと、方針3であります汚染水を漏らさないというところで、⑧番の海側遮水壁、こちらを最終的に完全に閉じることができます。これでできましたと海側への地下水の流出も完全に抑えられるという状況でございます。

この方針1から方針3に基づきます対策①から⑨、2つを除きまして年度内中にハード的な対策、工事的な対策は全て終わるということで進捗している状況でございます。2つを除きますと言いましたが、こちらにつきましては⑥番の敷地内を舗装するというところ、また⑨番のタンクの増設ということでございます。敷地内を舗装する件につきましては、敷地が広うございますので、こちらにつきましては来年度までかかるという計画でございます。また、⑨番のタンクの増設につきましては、当面必要な80万トンの溶接タイプのタンク、こちらにつきましては年度内中完成を予定してございます。その後につきましては、必要に応じてつくるということでございますので、ほぼほぼこちらにつきましても今年度中にめどがつくという状況でございます。

そういうことで、汚染水対策につきましてはことし一生懸命ハード対策をやりますので、来年度以降につきましてはかなり計画的な管理ができるというふうに理解してございます。

それでは、個別の内容につきまして次ページ以降でご説明させていただきたいと思います。

8分の2ページになりますが、左上のほうに取り組み状況と書いてございまして、その右側に言葉が数行書いてございます。こちらにつきましては、従来と同じ記載になってございますけれども、この1カ月を見ましても原子炉、また格納容器の温度、こちらにつきましては20度から45度ということで、低目で安定しておりますということ。

また、2行目でございますけれども、原子炉建屋からの放射性物質の放出、こちらにつきましては原子炉建屋の密封性が失われてございますので、若干ではありますが、放射性物質が放出されているという状況に変わりありません。しかしながら、その影響につきましては非常に小さいということで下のほうに米印2として書いてございますけれども、現在多目に評価しますと1時間当たり0.1億ベクレルほど飛散してございますが、それに伴います敷地境界での最大濃度の評価としましては1年間そこに立ち続けたとしましても年間0.03ミリシーベルトという低い値であるということが確認されておりますので、総合的に評価しまして冷温停止状態が維持されているという状況になってございます

この1カ月の状況としましてくるみ記事が幾つか書いてございます。左上のほうからご紹介させていただきますが、1号機の原子炉建屋の話でございます。1号機につきましては、事故当時放射性物質の放出量が多かったということで、建屋カバーを設置してございました。この建屋カバーの解体につきまして、夏以降関係者と議論等をさせていただきまして、作業が開始されたという状況になってございます。

まず、年度内の仕事としましては屋根パネルを2枚ほど外しまして、飛散状況の確認、また内部の

瓦れきの堆積状況の確認等を進めるということでございました。こちらにつきましては、全ての調査が終わりましたので、現在開きました2枚のパネルを閉じているという状況になってございます。作業の再開につきましては、来年3月再開を目指したいと考えてございます。その後1年ほどかけて建屋カバーの解体をしました後に瓦れきの撤去ということを安全を確認しながら進めていきたいというものでございます。

その右側でございますが、3号機プール内の瓦れきの撤去の再開と書いてございます。こちらにつきましては、本年8月にプールの中に操作卓を落としてしまったということで作業をストップしていましたものでございます。原因と対策につきましてまとめましたので、現在作業の再開に向けて準備を進めてございます。今月より作業を再開したいと考えているものでございます。その際の対策ということでございますが、大きくは重要なことは使用済み燃料を傷つけてはいけないということでございます。そのためにプール内の瓦れきの移動につきましては高さ制限を設けまして、万が一落としたとしても燃料に傷つけないという運用にしたいということです。また、金属の養生材を燃料の上に敷きまして、万が一落としたとしても直接当たらない、傷つけないということにしたいと考えております。また、プールの中に使用済み燃料の取り出し装置が落ちています。非常に大きなものでございますので、それが万が一動いてしまって傷つける可能性もなきにしもあらずということで、しっかりした専用の治具をつくりまして、それで押さえながら作業を進めるということを実施したいというものでございます。こちらにつきましては、安全をしっかり担保しながらやっていきたいと考えているものでございます。

その右側でございますが、労働環境改善に向けた作業員へのアンケート集約と書いてございます。これまで5回のアンケートを実施しておりました。夏ごろやったのが最近のものでございまして、こちらにつきましては一部元請企業を通さずに直接アンケートを集約できるようなポスト等を設けて実施したものでございます。その中の評価でございますけれども、作業環境等につきましてよいという評価をかなり得られたという状況でございます。一方で、現場の作業環境、また食事環境について改善の余地があるということでございます。こちらにつきましては、弊社今年度中に本設の休憩所、9階建ての大型の休憩所を設ける。また、給食センターをつくりまして、温かい食事を提供する这样一个の作業を進めてございますので、ニーズにマッチした対応をしているというふうに評価してございます。

また、いろいろな自治体さんのほうから発電所で働いている方の割増料金手当についてちゃんと十分に届いているのかというご疑惑等もございました。それに対しまして現場で働いている多くの方々、5割、6割を超える方々からしっかりいただいている、また今後いただく予定になっているという回答をいただいておりますので、説明、または実施状況につきましてもそれなりに元請企業さん初め関係者の方々しっかり対応させていただいているというふうに理解してございます。

その右側でございますが、覆土式一時保管施設の増設工事の開始ということでございます。発電所

事故に伴いまして瓦れきが非常にたくさん発生してございます。本来放射性物質に汚染されました瓦れきにつきましては、遮蔽効果の効いたしっかりした建屋の中で管理すべきものでございました。しかし、膨大な瓦れきの量になってございまして、こちらにつきまして全て建屋に入れられないという状況でございます。建屋につきましては、30ミリシーベルトを超えるような高汚染物質を優先的に入れるようにしまして、それ以下のものにつきましては線量区分に応じましていろいろな施設に入れているという状況でございます。1ミリシーベルトを超えるような瓦れきにつきましては、今回ここに記載されておりますような覆土式、または容器に入る等の対策によりまして管理しているという状況でございます。こちらにつきまして双葉町さんのご了解いただきまして、3基目になりますが、このような保管施設の作業が開始されたということでございます。こちらにつきましては、年が明けまして3月ごろから受け入れを開始すべく準備を進めているという状況になります。

その下、中ほどでございますが、海水配管トレーニング内の汚染水除去・閉塞開始と書いてございます。こちらにつきましては、タービン建屋と海を結びます地下のトンネル、トレーニングでございます。この中に高濃度の汚染水が入っているということで、万が一のことを考えまして早期に抜き取りたいというものでございました。その水を抜くに際しましては、タービン建屋とトレーニング、トンネルとの縁切りが必要だという話で、今まで氷で遮断する、またはモルタルで遮断するという対策をしてまいりました。それぞれ完全ではございませんでしたけれども、ある程度の遮水効果が確認されたということ、それともう一点、流動性の高いコンクリートが開発されたということで、現在水を抜きながらトンネル内にモルタルを充填しているという作業を進めてございます。こちらにつきましては、11月25日から作業を開始させていただきまして、12月中の充填を目指して作業を進めているところでございます。また、こちらにつきましてはコンクリートで埋めるということですので、後戻りができない作業になりますので、しっかり状況を確認しながら進めてまいりたいと考えております。トレーニングの深さにつきましては、その場所、場所で若干ずつ違いますが、約4メートルほどございます。現在その4メートルの中で2メートルを超えるぐらい、約半分ほど埋めている状況でございます。今後慎重に作業を進めながら完全に埋めていきたいと考えております。また、その後3号機等の横の配管、そちらを埋めました後に、2月、3月に立て坑部分の埋設を完了させたいと思ってございます。そういうことで、海水配管トレーニングにつきましてはいろいろご心配をさせましたけれども、現在は順調に作業が進んでいるという状況でございます。

その下、右下になりますけれども、こちらが非常にご心配をかけていたところでございます。タンク組み立て作業における負傷者の発生と対策というふうに書いてございます。こちらにつきましては、ふえ続ける汚染水、この対策のために溶接型のタンクを現在敷地内の各所で増設をしてございます。その増設作業に際しまして作業者が負傷したということでございます。3名の方が負傷しまして、2名の方は重傷でございました。幸いなことに命に別状はなかったということではございますけれども、このようなことが今後二度とないように対策をとってまいりたいと思います。事故後につきましては、

1度作業をストップしまして、安全総点検をしまして、安全性が確認されたものから順次作業を再開させていただいてございます。引き続き人身安全に注意しながら作業を進めたいと考えているものでございます。

下の段、中ほどでございますけれども、4号機の使用済み燃料の取り出し完了につきましては、先ほどご紹介したとおりでございます。

左下でございますけれども、1号機原子炉建屋の地下階の3Dスキャンという名称になってございます。写真のようなものが載ってございますけれども、これはコンピューターでつくった画像でございます。何をやろうとしているのかといいますと、まず大体この場所がどこかということなのですけれども、この資料の中ほどに各号機の絵が描いてあります。だるまさんのような形をしました格納容器、その下に耳のような形をしたものが2つほどあるかと思いますけれども、これが圧力抑制室トーラスと言いまして、実際は丸が2つではなくてドーナツ状の円盤でございます。その最上階に人が歩けるような道がございまして、そこをロボットを走らせまして、3次元の画像をつくったということでございます。なぜこのようなことをするかといいますと、この原子炉建屋は非常に放射線のレベルが高くて人が近づけないという状況でございます。そういう中で事故に伴いまして水漏れが発生しているということです。燃料デブリを取り出すに際しましては、この漏えい箇所につきましてしっかり補修をしまして水を蓄える必要があります。この格納容器に水を蓄える必要があります。そのためには漏えい箇所の確認、または補修をする。そのためにはロボットなり機械なりを入れていかなくてはいけないということでございますが、現場の状況がよくわからないとその作業が失敗する可能性があります。そこで、このような3Dの画像を用いまして、実際の配管、また電線管、また構造物がどういうところにどういう配置になっているのかということをしっかりと把握した上で作戦を立てたいということで、このような映像をつくることができましたということです。これを使いまして、今後ロボットの開発等を進めていくということになるかと思います。このような紹介になります。

その他、細かい説明を若干させていただきたいと思います。ページめくつていただきまして、8分の4ページ目になりますが、右側のほうに矢羽がありまして、地下水バイパスの運用状況と書いてございます。その下にぼちが4つほど書いてありますけれども、2つ目のぼつでございますけれども、こちらは地下水バイパスによる効果でございます。原子炉建屋への流入量の減少がどの程度だったのかということでございますが、こちらにつきましては至近のデータに基づきますと高温焼却炉建屋の止水対策とあわせまして1日当たり100立米ペーデイほど減少したということでございます。1日400トン入っていたものが300トンになったということでございます。その下のグラフにつきましては、それを示す根拠になるものでございます。

また、次のページ、8分の5ページでございますが、左側のほうに矢羽がありまして、サブドレン設備の状況と書いてございます。こちらは、建物の周りに従来からありました井戸を復活させまして、水をくみ上げると。地下水につきましては、汚染しておりますので、こちらを浄化して流したいとい

うところでございますが、この試験中に右下のほうの18番、19番の井戸から地下水をくみ上げたところ、高濃度の汚染が確認されたということでございました。こちらにつきましては、台風の影響が当初議論されましたけれども、実際にはそれに隣接します井戸、15番から17番の井戸が地下でつながっておりますまして、そちらからの汚染水の持ち込みだったということが確認されました。こちらにつきまして縁切りを考えてございましたが、このたびうまくいったということでございます。17番の井戸にモルタルを入れまして、汚染の高い15番、16番、17番と汚染の低い18番、19番の井戸が縁切りができましたということでございます。したがいまして、引き続き18番、19番からくみ上げまして、汚染のあります15番から17番につきましては別途浄化を考えていきたいと考えているものでございます。

最後になりますけれども、8分の8ページでございます。左上のほうに矢羽がありまして、要員管理と書いてございます。その下にグラフが2つほどあります。上のほうのグラフにつきましては一月ごとの1日平均の作業員の数でございます。引き続き6,000人を超える作業者が働いていただいているというような状況になってございます。

しかしながら、2つ目のグラフでございますけれども、こちら被曝の話でございますけれども、一月当たりの1人当たりの被曝線量につきましては0.75ミリシーベルトということで、比較的低いレベルで管理できているということでございます。法令に基づきます5年100ミリ、また単年度50ミリにつきましては十分に達成可能だというふうに考えているものでございます。

その下に労働環境改善に向けた取り組みと書いてございまして、先ほど紹介しましたような対策を実施しているということでございます。

また、最後の一番下でございますけれども、現在インフルエンザ等がはやり始めているという状況でございます。発電所のほうでもこのようなインフルエンザが流行してしまいますと計画的な作業が進められないということもございますので、こちらにつきましてはインフルエンザの予防接種を無料で実施させていただいております。協力企業の皆様に対してもインフルエンザの接種を呼びかけていいるというような状況で、健康安全につきましても注意を払っているという状況でございます。

説明としましては以上になります。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 5ページ、前回もちょっと質問させていただいたのですが、サブドレンの浄化して水を流すというところ、これ関係者の理解なしには実施しないということが書かれているのですが、この浄化してある程度の線量に下げてから水を流すというか、放水するということは国際的とか、そういったところで問題ないのかなというふうに思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ご質問、ありがとうございます。

こちらにつきましては、前回もちょっとご説明したかと思いますが、まず1つ法令に基づきます排水基準というのがございます。現在この運用に際しまして、問題になります放射性物質につきましてはトリチウムというものでございます。法律に基づきますと1リットル当たり6万ベクレルを超えて排水してはいけませんよという内容でございますが、現在考えております運用基準としましては1リットル当たり1,500ベクレルという大変厳し目な値で運用したいと考えてございますので、問題ないと考えてございます。また、従来も原子力発電所につきましてはそれなりのトリチウムを出しているという状況でございます。これは、先ほど言いました1リットル当たり6万ベクレルの相当低い値がございますけれども、数兆ベクレルという値で1年間当たり出してしておりますので、この1,500で管理しますと非常に少ない量であることは間違いないと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

そういうた要は国際的になのか、日本の法律なのかというところはあると思うのですが、そういうのが認められるというのであれば、今本当に汚染水いっぱいいたまっていると思うのですが、これをA L P Sなどでトリチウム以外は取り除けるということで、そうなるとそういう水まで最終的に放水できるのかなというふうに考えてしまうのかなというふうに思うのですが、そのあたりのお考えはいかがなのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ご意見、ありがとうございます。

濃度的には委員のご指摘のとおりだと思いますが、それなりの量が福島第一の高濃度の汚染水タンクに入っているというのもまた一つ事実でございますので、そこは慎重に処理をする必要があるということで、現在国のはうでワーキングをつくっていただきしております、トリチウムを最終的にどういうふうに処理すべきなのかということを検討していただいているということでございます。現在処理技術としまして3つほど工法が挙がってございまして、その実証試験を進めようとしているということを聞いてございます。その実証試験の結果を踏まえまして判断がされるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） やっぱり本当に風評被害につながることだと思いますので、慎重に対応していただきたいと思いますし、本当はトリチウムもある程度処理ができるということになってから放水していただきたいなという思いもありますが、ぜひ慎重に。関係者というのは漁業者ばかりではないというふうに私は思っておりますので、そのあたりもきちんとご説明、ご理解をいただけるような努力をしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○1番（堀本典明君） 今のお答えをいただきたい。

○委員長（渡辺英博君） 答弁。

○1番（堀本典明君） 济みません。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今委員からご指摘のありました特に風評問題、これは私どもも非常に重要な問題だと考えておりまして、いろいろ策を講じつつあるところであります。1つは、先般報道でもご存じかもしれませんけれども、廃炉にかかわる企業、いわゆる日本の大手企業に声をかけまして、福島応援企業ネットワークというのを設立をいたしまして、風評被害を払拭する、そういう行動を始めたところでありますし、またそれ以外にもやはり国と連携をした大きな取り組みが必要だと思っております。きのうも実は関西経済連合会の方がご視察にいらっしゃいましたけれども、そういった方々にも福島県産品をぜひ購入していただきたいというお願いをして、実際行動に移していただけるというようなこともありますし、とにかく風評対策は幅広く、そして粘り強くやる必要があると思っておりますので、これからも全力で取り組んでまいります。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） まず、トレンチの最終的に閉塞作業を開始して、セメントがだんだんうまく埋まっているということですが、埋めるに当たってコンクリートで固めてしまうと当然水を抜き取るわけではないので、そこに高濃度の汚染物質が充填されてしまうという課題があるということを埋める前の説明であったわけですけれども、これサブドレンの縁切りも同じことだと思うのですけれども、最終的に高濃度のモルタルはどういうふうな計画をしているのかということを教えてください。

それから、地下水バイパスで100立方メートル1日当たり確認できたということなのですけれどもこれ申しわけないです、ちょっと当初の目標を忘れてしまって、計画目標に対してどのぐらいの成果があったのかを、この2点をちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ご質問、ありがとうございます。

まず、1点目の汚染しましたコンクリート、これトレンチを埋めた際に残ってしまう汚染物を含んだコンクリートをどうするのかということでございますが、まず今回トレンチを埋めるためのコンクリートでございますけれども、こちらにつきましては水とコンクリート……従来のコンクリートですと水分を吸収してしまう性能を持っていたのですけれども、水との分離性が高いコンクリートを使っ

ております。評価の結果によりますと、残っている水の1%ぐらいがコンクリートに入るかもしれませんけれども、ほとんどのコンクリートはきれいな状態のままであると考えております。当然、とはいいましても、若干中に汚染が残るというのもまた事実だと思いますけれども、まずはほとんどのものは汚染しないというふうに理解していただいた上で、最終的にではそれをどうするのかということにつきましては、まだはっきり決めていません。重要なことは、今あるリスク、これを下げることを今優先しているという状況でございます。そこに現在たまっています1万1,000トンの高濃度の汚染水、これを処理するのが非常に重要なことでございますので、まずはコンクリートで埋めると。その後は原子炉建屋の解体等とあわせましてトレーナーをどうするかということが議論されるのかなと思います。

2点目でございますけれども、地下水バイパス効果100立米パーデイだったということでございますけれども、当初の計画はどうだったのかということでございます。こちらは、計画自体が設定条件によっていろいろ変わってきておりましたが、直近の計画ですと高温焼却炉建屋の止水とこの地下水バイパスを合わせまして150トンの効果を期待していたものでございます。現在これが100トン、100立米という状況になっているということでございます。

なお、今後サブドレンと言いまして、建屋の井戸からくみ上げるという作業をします。この効果が約200トンと言われております。したがいまして、合わせますと現在で言いますと今100トンでございますので、300トン。そうすると、残り100トンの止水を考えなくてはいけないわけでございますがこちらにつきましては凍土遮水壁に期待したいと考えております。実は完全に地下水の流入をとめなくてはいけないのかという議論に対しましては、実はそうではございませんで、重要なのは原子炉建屋の止水、流入する水をとめることが重要でございます。作業ができる程度の流入量に下がりましたらば原子炉建屋の流入箇所の調査、また止水工事をするということを進めていきたいと考えてございます。今後ことしを含めまして7年間程度でその実現に向けて頑張っていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ありがとうございます。

凍土遮水壁というか、全部をとめるということは必要ないことは前にも説明は受けているのですけれども、凍土遮水壁のところでとめてしまうと、今度は凍土遮水壁と建物の間に逆に中のものが出てきたときにこちらの濃度が上がって、建物に流入していることが確認作業ができなくなってしまうようになるのですが、そんなに300立米も減らしてしまって、もう逆流しないのか。たしか最初凍土壁やる前の話のときに、このバイパスのときの話で、そのところの流入をきちっとうまくやって、建物のほうから外には出ないようにするという話だったのですけれども、その辺との整合性がどういうふうにとれているのか、ちょっともう一度申しわけないのですけれども、教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 委員のおっしゃるとおりでございます。地下水と原子炉建屋に入っております水位のコントロールが非常に重要でございます。委員のご指摘のとおり、全部水が入ってこなくなってしまいますと原子炉建屋の中にたまっております水の水位のほうが高くなります。そうなると、これが一番よくない状況でございまして、原子炉建屋から環境中に水が出てしまうということでございます。ですから、完全に流入量をなくすということはしないほうがいいと思います。また、急に水がとまってしまう可能性もなきにしもあらずなので、逆に水を地下水に供給するような井戸もつくってございます。これは、地下水を高めるための井戸でございます。そういうことをやりまして、必ず地下水位のほうが原子炉建屋の中の水位よりも高いようにコントロールするということをしっかりとやりながら止水工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ありがとうございます。

難しいことなのだと思うのですが、きっちとその部分はとめていただきたいというふうに思います。確かに今の最大な重要なことは汚染水をとめることだと思うのですが、やはり全体の流れとしてはそこに廃炉に向けて、これから先であるとは思うのですが、やっぱりそういうところもきっちとこういうふうにしますと、はっきり言ってしまってあそこに石棺になって残ってしまうのではないかと思っている人もいます。全部取り除いてくれるだろうと、建屋を最終的に、それによってはやっぱりこれから先いろんなことが違うというふうに考えている住民もいますので、その辺のこととも今最重要課題は最重要課題で、それは現場の状況としてはわかるのですけれども、最終的な全ての解体に向けて、どういうふうになるのかということをやっぱり考えている人もいますので、そういうところも余り先のことだからということだけではなくて、ある程度の情報は発信はできる範囲で方向性の話をしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、地下水バイパスの井戸がとまっていて、けさの新聞に何か藻がとれて再稼働できるというような話で出ていたのですけれども、その辺の原因をちょっと詳しくお願ひします。

それから、タンクの負傷者の対策、今現在どのように対策を講じようとしているのかも途中経過でいいですので、教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 地下水バイパスの井戸の件でございますが、こちらにつきましては12本あるうちのナンバー11という井戸から微生物の固まりのようなものが検出されたということで、くみ上げを中止していたものでございます。その微生物の分析等を進めてございました結果、特に福島第一に特有のものではなくて、一般の井戸に一般に繁殖する可能性の高いものであるということが確認されました。こういう細菌につきましては、一般には化学薬品を投入

しまして、滅菌する等で対策とるということでございますので、基本的には同じような対策をとらせていただくということでございます。同じような微生物につきましては、ナンバー12にも確認されておりますので、同じような対応をしたいと考えてございます。

タンクの製作作業中に人がけがをされたということで、その対策をどうするのかということでございました。こちらは、まだ対策等をまとめた状況ではないのでございますけれども、状況としましてはどうもわかっているところから言いますと、当社同じ作業を複数の業者さんのはうに発注をするわけでございます。その業者さんはそれぞれに解釈をしまして、さらに細かい作業手順を組んで安全を確認しながら作業を進めるという段取りではございますが。どうも作業のやり方につきましてそれぞれ若干ずつ違いが出ているということでございます。従来事故前でございますと、その中で最善の工法につきまして水平展開をして実施するというのが一般的なやり方だったわけなのですけれども、どうもそうなっていなかったということでございます。今後そういう業者さんによりまして作業レベルの違い等が出ないような管理を進める必要があると考えてございます。具体的な対策につきましては、まだ我々まとめてございませんが、そういうベストプラクティスというのですか、いいところを見習ってやるということをしっかりとやっていきたいと考えております。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今 のレールの落下問題につきましてちょっと補足をさせていただきます。

これ経営としても非常に重大に受けとめていまして、たまたま厳密に言うと上下作業ではないというふうに思っておりましたけれども、ただああいうレールが落下したときにどういう状況が起きるのか、その辺の予測がちゃんとできていなかったということが一つありますし、それからそもそも今福島第一の作業現場はいろいろな作業が並行して行われております。その全体について当社の社員がまずしっかりと管理をするということが必要なのですけれども、今回の事故につきましてはそういう点について不備があったともう認めざるを得ません。そういう意味では今回の事故を一つの大きな教訓として、当社の工事全体の現場管理、これをさらに徹底してまいる所存でございます。そういったことを今再発防止対策の大きな柱として検討しております、近々それを取りまとめてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 発電所構内に焼却設備を今建設していると思うのですが、これはいつごろ完成して、いつごろ稼働するのかをお聞かせいただきたいのです。

あと、どのようなものを燃やすのかをお答えいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 完成予定につきましては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

現在焼却を予定しておるものでございますけれども、こちらにつきましては作業者が着ておりましたタイベックスーツとかマスクとか手袋とか、そのような可燃性のものを焼却することを考えてございます。

完成予定につきましては、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） ということは、そういった消耗品とか、そういうものだけであって、例えば伐採した木とか、そういうものを燃やす予定はないということでおよろしいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 伐採木等の焼却につきましては、やらないということではございませんで、将来的にはやるつもりでございます。リスク管理の観点から、若干ではありますけれども、汚染しているものをしっかり減容したいと考えております。現在は作業員の衣服等を燃やしたいというのがございます。また、伐採木につきましては焼却設備これで終わりでございませんで、次号機等も考えてございますので、そういう中で焼却を考えてございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） まだはっきりと決まっていないようなお話なのですが、この辺ぜひ計画的にどういったものを燃やしていくのかということをやはり計画的に示していただければと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。それ以外にも瓦れきに関しても大分仮的に置いているものがたくさんありますし、この辺はまだ先々どのようにするかも決まっていないのでしょうかけれども、その辺も早目にやはり計画的にどのように処分してどのように……大きいものもあるでしょうから、そういうものを処分するためにどのようにしていくのかもしっかりと計画的に示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ご指摘のとおりだと思います。細かいところはまだまだ詰め切れないところがございますけれども、先ほど覆土式の保管施設のところで若干ご説明しましたが、将来的にはしっかりした遮蔽の効いた建物の中で廃棄物は管理したいと考えございます。現在15年計画でそのような状況に持っていくことを考えてございます。伐採木につきましても、その中の1項目として計画には載ってございます。スケジュールについてはちょっとわからなかつたものですから、お示しできなかつたものでございまして、伐採木、またその他の瓦れきにつきましてもスケジュールは立ててございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 一番最初のほうの説明の中で、計画は順調に進んでいるという説明がありました。私の最近の新聞の読んだのでは、使用済み核燃料の取り出し、あとは燃料デブリの取り出し、これは当初の計画よりも2年、5年というふうに計画が変更になっているということなのですがそれで順調に進んでいるというふうに言えるでしょうか、それが1点。

もう一点は、この資料の8分の2の米印の2番目に1Fから今も放射性物質が飛んでいると。これは、自然放射線の被曝線量年間日本平均の2.1ミリシーベルトの約70分の1というふうに書かれているのですけれども、どうも自然界の放射線と原発事故による放射線を混同して、ただ数字だけを比較していると。私は、中身が違うのではないかと思っているのですけれども、やはり中性子を照射というか、ぶつけて出てきたストロンチウムとかプルトニウムとか、そういうしたものと自然界のものをどうしてこういうふうに数字で比較するのか、その辺ちょっと理解できないのですが、この2点をご回答ください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 1点目の計画は順調に進んでいるという中で、計画の変更があったのではないかというご指摘でございます。こちらにつきましては、新聞報道等でそのような内容になっていることも事実でございます。また、我々の作業計画の中で一度で済ませてしまおうとしました原子炉建屋の最上階のコンテナ、これの作業を2つに分けるというふうに計画立てたのも事実でございます。そういう中ではございますけれども、まだ廃炉に向けた作業計画の変更につきまして我々としましては詰めているところでございまして、現時点では作業計画、スケジュールですか、を変更したものではございません。その中で確かに作業の中身は変わっているのは事実でございます。

もう一つ、放射性物質の放出としまして自然放射線と事故由来の放射性物質を見て、自然放射線とこの事故由来の放射性物質からの被曝の影響を同一に見るのはおかしいのではないかというご指摘かと思いますが、こちらにつきましてはそれぞれの核種ごとに人への影響というものが研究されてございます。そういう核種ごとの影響に基づきまして、何ミリシーベルト、また何マイクロシーベルトの被曝だというふうに評価します。シーベルトというのは、放射性物質が人体に与える影響度合いを示したものであります、これは放射性物質の種類によるものではなくて、種類ごとの人体の影響度は違うのですけれども、その違いを加味した上で、トータルとしまして人への影響がどのくらいになるかということを評価しておりますので、これが自然の放射性物質であろうが、事故由来の放射性物質であろうが、マイクロシーベルトに換算した場合には同一に見ていいものでございます。これは、科学的にもそういうふうに評価されているものでございますので、ご理解いただければなと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ちよつと補足をさせていただきます。

前段のロードマップの問題についてお答えをさせていただきますけれども、ロードマップは国と一体となってつくっておりまます。先ほどの委員のご指摘の使用済み燃料、デブリ燃料の取り出しが工程がおくれるのではないかという話は、これはまだ正式には決まったものはございません。それは、一つ事実としてあります。ただ、全体の工程については、これからは特にやはり難しい作業がふえてまいります。例えば溶けた燃料を取り出すについても、あれほどの大規模に溶けた燃料を取り出す作業は世界初と言っていいものでありますし、それから高い放射線の中で実際に人が入らざるを得ないような作業も出てまいります。そういう意味では、作業員、そして社員ももちろんですけれども、人への安全面をしつかり考慮して、工程ありきではなくて、場合によっては工程を見直しても安全最優先でやるべきことが出てくる可能性はもちろんございますので、その辺は弾力的に我々もやっていく所存であります。ただし、そういう工程の変更等がありましたら、正式にまた皆さんにきちとわかりやすくご報告をするということもあわせてやらせていただくということが今のところの基本方針でございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今の副社長のお話で大体の概要はわかったのですが、順調というようにおっしゃられると、あたかもとんとん拍子にいっているというふうに思うのですが、やはり工程の見直しもそうですけれども、サブドレンとか、そういったものの井戸水のくみ上げでも高濃度が出てきたり、あとはA L P Sが途中で動かなくなって、また増設したとか、いい話題がない。やはり前回、前々回もそうだったと思うのですが、例えばタンクの作業員のけがなんかもちゃんと設計図どおり作業工程どおり6,000人の従業員の方が作業に入る前からちゃんと訓練を受けて、正しい知識のもとにやっているのかどうかということも疑問あります。そういった中で、やはりもう汚染水問題は泥沼に入っているのではないかというような疑問も湧かざるを得ないので、こういった質問はさせてもらいました。1問目は結構です。

2問目の自然界と科学的根拠というようなもので、原発から出たものを同等に扱うようなお話をありました。やはり航空機の1万メートルとか温泉町とか南米とか、そういった確かに自然放射線の高いところはありますけれども、そういったところに住んでいる人たちは免疫性というか、D N Aの段階で健康上余り問題ないような生活は送られていると思うのですが、やはり原発から出たもの、ストロンチウム、セシウム、プルトニウム、そういったものと自然界のものが科学的に同一性で影響がないという言葉がちょっと私疑問あります。その辺、本当に体に浴びるということは外部被曝のことを言っているのかなと思うのですけれども、放射性物質の性質上はやはり内部……飲み水とか、そういったもので取り込んだ場合に骨に付着してなかなかとれないと、半減期がかなり長いものですから、人

間の寿命より長いものですから、ずっと体に入ってしまふとか、そういうことを考えた場合に同一に考えていいものかどうか、その辺ちょっとお答えください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ご心配、大変申しわけございません。

放射性物質につきましては、科学的に一緒にちょっとご説明してしまったのかもしれませんけれども、正しくは放射性物質ごとにそれぞれの特性を持っております。ガス状のものだと肺に入って、また呼吸とともに出ていくとか、また今回の事故由来の放射性物質としましてストロンチウムにつきましては、カリウムのかわりに骨に入りやすいとか、放射性物質の核種ごとに特徴がございます。こういうものにつきましては、ほかの化学物質よりは比較的化学的知見が非常に集まっておりまして、その知見に基づきまして放射性物質ごとの危険性といいますか、人に与える影響がどのくらいなのかというのを評価されております。国際的に決められております。そういう例ええばストロンチウムを1ベクレルとった際に人に影響を与える度合いがどのくらいなのかというのが決まっておりますので、そういうものを全部計算しますと、今回の事故由来の放射性物質によって人体に与える影響、外部被曝もそうですし、内部取り込みも合わせて評価しました結果が先ほど言いました自然放射線の70分の1という評価になっているものでございます。一つ一つの核種の影響は確かに違いますけれども、出てきたベクレル数をもとに評価しますと先ほどのような結論になったということでございます。

こういう理解で、ご説明でよろしいでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 委員のご心配はもうごもっともで、本当に申しわけないと思っております。

今技術的な話をしましたけれども、やはり残念ながら放射線は目に見えません。それで、今までのいろんな世界の知見もございますけれども、目に見えないということで皆様方が不安に思うのは、これはもう当然のことですので、今それをはかる手段としてはもう数字ではかるしかないというところが残念ながらそういう現状ではあります。そういう意味では、きっちと健康管理をしていただくということ、それから放射線の低線量の被曝の影響については、これはもう専門家の研究に任せるしかない部分もございますけれども、私ども言えないところがありますけれども、ただ私どもができるることはきっちとやはり日ごろ健康管理をしていただくために会社としてどういう責任を果たすかということ。1つは、事故直後に福島県のご当局に健康管理基金という名目で250億円を私どもお支払いをさせていただきました。今それを県で一括県民の皆さんのが健康管理のためにお使いだというふうに聞いておりますけれども、そういった中で低線量被曝の問題について、どういう……お一人お一人、委員がおっしゃるように人によっては免疫性があつたりなかつたりとかいうことがあるかもしれませんから、とにかくそういうのはやっぱり数字でしっかりと管理をするということしか今のところちょっと私どももそれ以上の考えが浮かびませんので、そういったところでこれからも責任を果たしていき

たいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。

南相馬の稻から放射性物質が検出されたと、1年前ですか、やはり1F構内からの瓦れきから飛んだのではないかということで、今規制庁もはっきりした答えは出していないみたいですけれども、今やはり米の値段なんかもどんどん、どんどん下がっていっています。こういったものから、全く風評被害がゼロだとは私は言えないと思います。やはり東京電力の発言の中から、現在も微量ですけれども、放射性物質は飛んでいると。0.03ですか、そういうふうに飛んでいるということは、自然界のものではなくて、やはり1Fの原発事故の影響のものが飛んでいるということは事実ですから、ここはやはり科学的根拠が大丈夫だとかということの前に、やはり県民全体、あとは他県の人たちに与える影響も大きいので、その辺は謙虚に、やっぱり建屋カバーはあけるときはちゃんと検査したり、あと結局私は何で南相馬に飛んだのかというときに、1Fから飛ばなかつたらどこから飛ぶのというような、そういう疑問もあります。結局規制庁は、どこから飛んだのだということをはっきりさせないけれども、誰が考えたって、ではよそから飛んでくるはずないですから、そういうところは東京電力はもっときっちりした管理のもとに作業をやってもらいたいです。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） もう今安藤委員ご指摘の点はごもっともであります。

まず、南相馬のお米の問題も昨年の8月、3号機の瓦れき撤去に伴って飛んだものがついたかどうかということが最初話題になりましたけれども、私自身はそれが飛散したものがついたのかどうかよりも、もともと私どもの事故で放射性物質を大量に飛散をさせたものが当然お米を汚染させているということに、この事実はもう紛れもない事実でありますので、そういった責任はしっかりと会社としても果たしていかなければいけないというふうに思っておりますし、今後も何かそういう問題が起きれば、当然会社としての責任を果たしてまいります。

もう一つは、やはりそういうことについてご不安をこれ以上与えてはいけないということで、今1号機の解体についても、カバーの撤去の問題についても慎重に、慎重が上にも慎重にはやっております。そして、私どもがやる計画の内容を事前にきっちりやはり今まで以上にわかりやすくご説明をして、ご理解をいただいた上で作業に入るということがやはり大事だと思っておりますので、これからもそういう姿勢で取り組んでまいるように、私も部社内で原子力部門のほうを指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。ないですか。

塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 先ほど早川委員からご質問がありまして答えていなかった件でございますけれども、現在現場でつくっております焼却設備の稼働時期でございますけれども、27年の10月を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） それでは、ないようですので、質疑を終了します。

次に、諸計画の取り組み状況について説明を求めます。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ロードマップのご説明につきまして、幾つか資料を挟んでございましたけれども、ご説明していなかった資料につきましては参考資料ということでお持ちしたものでございます。もしご質問があればお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） わかりました。

それでは、この参考資料も含めて皆さんの中でご意見ございませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 1点、今後の資料のお願いなのですが、今も副委員長のほうからあったのですが、今どうしても放射線量の数値しか出てこない、マイクロシーベルト、ミリシーベルトの話しか出てこないのですけれども、今の話にもあったように大気中の粉じんの値というのもちょっと気になるところがやっぱりありますので、ぜひとも大気中の粉じんの値、モニタリングしているわけですね。できれば1F周辺だけではなくて、例えば高く上がると下に落ちるというような話もいろいろありますので、東京電力さんでモニタリングしている周辺の、例えば富岡なら富岡町はこういう状態ですよというのも資料として出していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 委員のご心配はごもっともだと思います。

弊社では、敷地内、また環境中につきましては海側のデータを分析させていただいておりまして、そのデータにつきましてはホームページでご紹介させていただいております。

このロードマップにつきましては、8分の4ページ目にその一部ではございますけれども、書いてございます。8分の4ページの左側の2ほつのところでございますけれども、ダストサンプルの話でこの中ほどに2ほつがありまして、原子炉建屋からの放射性物質の放出と書いてございまして、グラフがありまして、その右側に参考ということで書いております。周辺監視区域外の空気中の濃度限度と書いてあります。その下に分析結果が書いてあります。セシウム134、137につきまして、検出されておりませんということです。検出されておりませんといいましても、検出限界値としまして1掛けの10のマイナス7乗、また2掛けの10のマイナス7乗ベクレルバー立方センチメートル以下の値で検出されていないという状況であります。また、町等につきましては、県等で分析してございまして、そちらにつきましても県のホームページ、また同じものが規制委員会のホームページのほうに記載さ

せていただいている。よろしければ見ていただきたいと思います。また、ご説明が必要であれば後ほどご説明に上がりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません、ちょっと資料あれだったのですけれども、これは1Fの敷地境界周辺のダストの濃度であって、1Fから出ているダストは基本的に1Fの周辺のところに落ちているものよりも外に行けば薄くなるという解釈ですか。それであるのであればいいのですが、本当にそんなことなのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 今この検出限界値以下だから、敷地を離ればさらに薄くなるのかということかと思いますけれども、一般的な理屈から言うとそういうことになります。ただ、これはだからといって、では絶対に検出されないかというと、実はそういうことですございません。先ほども言いましたように放射性物質は間違いなく少量でありますけれども、出ているのは事実でございます。したがいまして、敷地外で数ベクレルを超える値が検出されても、これは全く不思議ではない状況でございます。これは、発電所から今現在放出したものなのか、事故当時に放出されたものがまた舞い上がったものなのか、ちょっとその区別はつかないのでありますけれども、検出されている事実は事実としてございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 今出しているのか、事故当時出たものなのは、生活をするとか、そこにいる、町にいる人間にははっきり言って重要ではあるけれども、それほど重要ではなくて、先ほど我々は今日々の課題は汚染水を処理することだと、その先のことは先考えればいいという話をしましたが、そういう同じ立場で考えれば、住民が心配なのは自分が町に入ったときに吸っている空気に放射能がまだあるから、あそこには行けないというふうに思う人もいるし、大丈夫だという人もいます。ですが、先ほどから出ているように数字であらわすしかないわけですよね。そしたらば、きっと安全ですよならば安全ですよというのを数字できちと示していただきないと、誰が示せば……今県のホームページに出ていますと言いましたけれども、県のホームページは富岡町何力所かご存じですよね。どこでやっているかご存じですよね。当然富岡の町内のことわかっていれば、あそこだけの結果でみんな安心して、では橋は渡らないのかと、北には上がらないのかといえば、そうではない。北にも人は町民は帰っている。そういう中で、どういうふうな取り組みなのかというところで、きっとそういう値も明確にしてほしいということなのですが、お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今

もう委員のご指摘、本当にごもっともであります。

私どもも特に昨年の8月の3号機の反省を踏まえて、今1号のカバーの外しをやっていますけれども、まず作業の周りにダストモニターをしっかりとそこでやっております。それから、敷地の中にもダストモニターを今ふやしました。さらには県も各地点にダストモニターをつけていただいたという事実はございます。それをいかにわかりやすくきちんと情報を発信するかというのは、それは私どもの責任でありますし、それから県ともご相談をしながら、どうやってそういうデータがきちんと住民の方にお届けできるのかというのは、これは大きな課題でありますので、そこは委員のご指摘を踏まえて、県ご当局、そして国とももう一度その辺は検討しまして、わかりやすくお知らせできるように努めてまいります。

それから、作業については、とにかく作業の一番近いところでダストが舞い上がればすぐ警報を発して、各自治体の皆さんにもお知らせをするという態勢もとりましたので、とにかく作業そのものは慎重に慎重にこれからもやってまいりますので、何とぞご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○副委員長（安藤正純君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、その他東京電力に対してご意見があればお願ひします。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 1点、賠償の件についてお伺いしたいのですが、今避難の長期化に伴いまして移住というか、住宅を求められて、今避難先、その他で住まわれている方がふえてきていると思うのですが、ある程度高齢の方になりますとお墓のことを非常に心配されている方が多くて、そのあたりの対応、今後賠償のほうの対応をどういうふうにしていくのか、今のところどういった考えがあるのかというのを教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 野口所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君） お答えさせていただきます。

お墓の賠償につきましては、一部のところは始めておりますけれども、移住のところにつきましてはまだ関係市町村様、関係箇所と調整すべきところが残っております。今検討をしているところでございます。ちょっといつとはこの時点で決まっていないものですから、申し上げられませんけれども、移転あるいは修理のところについては現在検討中ということで、賠償をさせていただく方向で進めているということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。ぜひ早期にそれを出していただけるとありがたいと

思います。

あともう一件、お墓の移転というかに伴って、今度地元のほうにあるものを撤去するというか、そういういた作業も出てくると思うのです。そういういたあたりもぜひ賠償の対象にしていただきたいと思うのですが、一緒にご検討いただけますかどうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） いろいろ状況によっていろいろなまた新たな私どもが今まで気がつかなかつたことが出てくると思います。とにかく私どもは、今一つ一つ個別にちょっとお答えしづらいのですけれども、また新たなことが起きれば、当然それは事故に伴つて必要なものという解釈ができれば、当然賠償をさせていただきますし、そこはまたいろいろ個別のご事情もたくさんおありなことは我々も承知しておりますので、大きな仕組みとは別に、個別の事情をお伺いしながら丁寧に賠償を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○1番（堀本典明君） はい。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 賠償の件なのですが、この前ちょっとお伺いしたら、今度賠償の窓口というか、今郡山ですと2カ所、七ツ池と、集合されて、その分一括集中される、それはいいと思うのですが、ただその以外にご自宅に訪問して賠償を進めていきたいという、そういう方向性も考えていると聞いたのですが、まず現状的にある程度やっている方はもう多いと思うのですけれども、現実そんなにいらっしゃるのか。これも書いてありますが、あと今回そういう仕組みにした根本的な理由というか、その点ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 野口所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君） ご質問いただきましたことについてお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、現在賠償の窓口、郡山市内でございますと駅前と第三中学校というか、七ツ池地区ということで2つ開かせていただいておりますけれども、現在一方の七ツ池のほうを2月末で駅前のほうに統合することとしております。その理由としましては、窓口にお越しになる方大分少なくなっているというところと、あと一方では資料のほうでも記載させていただいたのですけれども、まだご請求いただいている方、または一部しかご請求されていない方、これらの方がいらっしゃると。弊社の特別総合事業計画の中でも最後の一人まで賠償貫徹ということを計画にしている以上これを一人までやらなければならないということで、いろいろご請求されない事情の中にはお越しにくくことが難しいという方、前からもそういう方もいらっしゃったのは承知はしております、一部はやっていたのですけれども、それを個別訪問、これを強化して賠償をよりきめ細やかにやって

いくということで計画しています。そのためにはやはりちょっと要員的なところもございまして、その要員を生み出すためにも窓口は比較的ご請求者様が少ないところ、ここにつきましては開催日を変更したり、そういうことをさせていただきながら、個別のご要望があればご自宅、またご自宅にはちょっとという方であれば別の窓口等を個別に対応させていただくということで考えている次第でございます。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 内容はわかりました。

それで、実際的にある程度幾つあっても人が来なくて時間的にあいているというのはもったいないのは現実わかります。ただ、今回郡山を一つの例とりますと、基本的に確かに電車、バスは利用度がある駅前というのは必要かと思うのですが、一般の高齢者の方も今車に乗っていらっしゃる状況において、なかなか駅前のあそこの交通渋滞に入っていってということに対してはなかなか不安を持っている方も結構私はお聞きするのです。ですから、その点も踏まえて、自宅訪問するのももちろんいいかと思うのですが、ただそういう面、環境的な面も踏まえて、できれば継続できるものはしていただきたいということは思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 野口所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君） ご指摘、ありがとうございます。

おっしゃるとおり特に休日、土曜日、駅前が大変混雑しているということで、その問題点のところは認識を今でもしております。そのため個別のご事情というか、ご予約、行きたいのだけれどもということで前もって言っていただければ、今別のところ、駅前でないような場所も用意をさせていただいて、そこで個別に対応していくという方向も考えております。具体的には、郡山商工会議所にも商工会議所の関係の賠償のちょうどスペースがございますので、そちらをご案内して、そちらで対応するというようなことも考えているということでございまして、駅前の特に駐車場がなかなかないとか、立体駐車場が入りにくいというご高齢者の方への対応は一応考えているということでございます。

○4番（宇佐神幸一君） 了解しました。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 財物のほうの家財のことでちょっとお聞きしたいのですが、今町の中も建物の解体、除染に伴う解体とか、東京電力さんのほうでも片づけの手伝いとかというふうになってきてますが、家財の賠償が何か言葉の端々と、あといろんな人の話時々聞くと、一律で終わっていないような、当然高額なものに関してはまだこれからもありますということがあるのですけれども、片づけがどんどん、どんどん始まっている中で、写真を撮っておいてくださいとは一応書いてあるのです

が、そのような状態で後からトラブル起きないのか、それとももうきちっと方向性がでているのであれば、もう片づけが本格的になる前にきちっとどういうものが補償されて、どういうものが補償されないのか。あと、東京電力で捨てたのだからという話もあるだろうし、普通に自分たちで捨ててしまって、いや、あれはもうないとか、写真がなかったとかという話になると、とてつもないトラブルになるような感じがするのですが、その辺の方向性がどういうふうになっているのかということと、それと今あわせて手伝い、1回きりというような話を聞いているのですけれども、お年寄りなんかの世帯でそんな一遍にできないよという話を聞きます、実際に家に行ったときに。半分はやってもらったのだ、あと半分どうしようかなという人もいます。できればある程度の世帯構成とかいろんな状況あろうかと思うのですけれども、一度で終わるのではなくて、いつまで続けるのかわからないのですけれども、来年度以降……はっきり言って相当の年数続ける覚悟が必要なのではないかなというふうに思うのですが、その辺も含めてちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 野口所長。

○福島復興本社福島本部郡山事務所長（野口栄一君） まず、賠償のほうについてお答えさせていただきます。

家財、特に高額家財、個別家財につきましては、まだやる方向で検討しているのですけれども、詳細が決まっていないということで、何が対象ですというのが言えれば委員のおっしゃるとおりいいのですけれども、ちょっとまだ申し上げられない状況にあると。そういう中で、皆様ご請求者様の方々には写真をお撮りいただきたい、あるいは商標となる領収書、領収書がなければ保証書とか説明書とか、何かしらそういうものはおとりいただきたいというご案内しかできていないということでございます。委員のご心配のとおり、将来問題にならないのかというところは確かに危惧するところではございますけれども、ちょっと今の時点ではもうもう決まっていないというところではそういうご案内しかできない状況です。また、実際そういうときになったら一律にこれがいいからだめですということはせずに、ではこういうものはないでしょうかとか、いろいろ個別にお聞かせいただきて親切に対応をしていくつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 遠藤委員のご心配、ご指摘もまさにごもっともだと思います。

私のところにも直接いろいろお話は伺うことがたくさんありますけれども、とにかく私どもは丁寧に、個別のお話については丁寧に対応して、私どもが電話だけではなくて、やっぱり直接住民の方のところに行って、お話を伺いながら丁寧に対応するというのが基本でございます。

そういう意味で、家の手伝いというのは、私どもが一時帰宅されたときの家の中の片づけなんかをやらせていただいていることをおっしゃっているのかと思いますけれども、それいつまでというのはなかなかいつまでとは私どもから言えるお話ではありませんけれども、とにかくお困りのことがあ

ればどんどんお話をいただいて、私ども今社員が実は9月で述べ10万人の数字を達成したというのは言い方変ですけれども、今私どもは関東に事業所がありますけれども、そこから毎日2泊3日とか3泊4日コースで社員が実は毎日Jヴィレッジに来て、朝各地に散っていろいろな活動をさせていただいております。それは、これからも続けていくもちろんつもりでありますし、最近は家の片づけをさせていただいたり、草刈りをさせていただいた後、住民の方からお礼を言われたり、感謝の言葉をいただいたり、時にはジュースやお菓子をいただいたりして、社員が恐縮しつつも非常にそれが社員のモチベーションがアップするということにもつながっております。残念ながら社員3万数千人いますけれども、全部が全部福島のことを詳しく知っている社員ばかりではもちろんないので、とにかく今全社員を福島に来させて、そういう活動を実際にみずからさせて、社員自身一人一人が今回の事故による皆様方どういう厳しい状況に置かれているのかということを身をもって体験し、その中で一人一人の会社としての責任を果たしていくということをこれからも続けてまいります。1回きりということはもちろんありませんので、ただ私どもはやはり個別にお申し込みいただくという方式ではなくて、町ご当局にお申し込みいただいて、そこからご指示をいただくということをやっておりますので、町ご当局の方にはいろいろご面倒をおかけして、本当申しわけないのですけれども、私どものできることはこれからも精いっぱいやってまいりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） まず、家財のほうなのですけれども、今の説明で発表できないのはいいのですけれども、では後から出てきたものに対して、これがうちにはあったのです、捨ててしまったけれどもというのは全部オーケーということでいいのですよね。それだけは確認させてください。言っていることがわからないですか。捨ててしまったものが後からうちにはあったのですと言われたら、それはオーケーですね。オーケーしてくれるのですね。事前に言わないでいてやるのだから、そういうことですよね。そこははっきりさせてください。

それから、ぜひともはっきりしておきたいのは、今の片づけの点なのですけれども、町のほうで要請すれば応えてくれるということなので、町のほうとしては住民の意向になるのでしょうかけれども、町のほうから来年も再来年も続けてほしいと、片づけの手伝いを続けてほしいということであれば、それは会社としてきちんと対応していただけるということでいいのかということの2点、お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 2点について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、家財であったのだから、それはあったと言われたら全部認めろというおっしゃり方だとすれば、それはちょっと個別の事情をちゃんとお伺いした上で判断をさせていただくというのが、これは

もう申しわけありませんけれども、賠償の基本方針というふうにしか今はちょっとお答えができません。お許しいただきたいと思います。

それから、もう一つは、町ご当局に本当に今大変なご迷惑をおかけしておりますけれども、そういった活動は町の復興にも当然必要な作業だと私どもは思っておりますので、これからもご要請があればできる限りのことをやっていくというのが基本でございます。そういう回答で申しわけありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 個別の事情になりますというのは、今まで同じだから当然わかっています。そういうことが起きることを危惧しているから、それだったら片づけないでおいたほうがいいわけですよね。片一方で片づけをしている。解体も始まっている。片一方で、補償はない。話は出ていないでは、後から解体した家の中に実はこんなものあったのだと、どうやって証明するのですか。写真撮っていてくださいと言ったって、高価なものって幾らから高価なものなのですか。1万円でも高価……子供にとってみたら1万円のものは高価ですよ。そういうことなのです。それをどうするのかということではなくて、そういう危惧が現実に解体が始まっているから、そういうことが起きるでしょうと言っているわけです。それに対して後から個別だ、何だかんだではなくて、それを事前にきちんとどういうふうにするかということを決めておかなければ、写真ならもう全部撮っておいてくださいぐらいの話ですよ、本当に。そういうことをしておかないと、そのまま解体したりとか片づけして物を捨ててしまった後に、後出しで出てきたら……同じこと起きているではないですか、住居の移転の追加費用で。出るのわかっていたらもっとちゃんとしたところ選べたとか、車の置けるところ選べたとかというの現実に起きているではないですか。それと同じことが家財で起きるでしょうということを言っているのです。それに対してどういう対策をとるのですか、とっているのですか。話ができないというのであれば対策をとらなければいけないです。壊しはもう始まっているのですよ。どうするのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今ご指摘の点は、私どももきちんと把握しております。その対策も今考えております。一部写真を撮ってくださいとか、そういうお答えをしている場合もありますけれども、委員がご指摘の問題があることは十分認識しておりますので、そういうことも踏まえて今後対策を講じてまいります。

いずれにしましても、ただやはり一般論的で申しわけありませんけれども、個別の事情をきちんとお伺いした上で対応するということしかこの賠償問題は最終的にはないと思っておりますので、今個別にこういう場合はどうだ、こういう場合はどうだと言われも、ちょっとなかなかお答えしづらいというのをぜひご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 復興本社の移転についてお伺いしたいのですが、富岡町のほうに移転する予定ということは聞いているのですが、具体的にいつごろ移転を考えているのか。Jヴィレッジを最終的には28年度ぐらいには受け渡すということなのですが、一部を移転するのか、もう全部一気に移転するのか、その辺詳しくわかれば教えていただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご質問、ありがとうございます。

復興本社の移転につきましては、ことしの1月に新総合特別事業計画というのを私経産大臣の認定をいただいて発表しております。その中に工程表がついていまして、そこにうたっております。それは、西暦で言いますと来年2015年中に復興本社を移転をするということになっております。その場所については、今いろいろ検討をしている段階であります。もちろん一つ、富岡町というのも一つの候補とは思っておりますけれども、いずれにしろ今復興本社の体制を少し整備ことしの夏しました関係で、ニーズがふえておりますので、そういった人数がどこにどういうふうに入るのかというのを今検討中であります。

Jヴィレッジは、今県と私どもで、それからサッカー協会も入って、Jヴィレッジの復興計画の委員会をつくっています。そこで議論をされて、今のところ大きな方針としては2020年がオリンピックですけれども、その前の年、2019年にはきれいにして返せというのが県ご当局、そしてサッカー協会からのご要請ですので、それに沿って今返還計画を蕭々と進めているところであります。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） なかなか移転するというのは厳しいかと思うのですが、富岡かどうかもまだわからないというお話をしたが、ぜひやはり早く、近くというか、富岡になるのか、檜葉になるのか、大熊なのかわかりませんけれども、防犯上の観点からもなかなか人が住んでいない町、富岡を含めてそうなのですが、そういう観点からもぜひ早目に進めていただいて、多分作業員がどんどん北に北上して宿泊するような形にはなってくるとは思うのですが、東京電力さんが率先して、例えばいろんな社宅とか寮がたくさんあると思うのですけれども、そういうところも使っていくおつもりなのか、ぜひ先頭に立って、東京電力の社員さんが先にやはり住んでいただきたいと私も考えているのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご意見、ありがとうございます。

私も皆さんに避難を強いて本当に申しわけない中で、やはり町の明かりをともすために、まず我々

社員がやはり住ませていただくというのが現実的なかというふうに考えております。今Jヴィレッジのスタジアム等に社員の仮設の寮を今1,000室以上あるのですけれども、まずそれをJヴィレッジ返還に伴って移転をしなければいけないので。それで、今社宅を実は探しております。当然福島第一にかかる社員がたくさんいますので、福島第一の近くになるたけ社宅をつくらせていただきたいというような考えは持っておりますけれども、特に富岡町さんにはもともと私どもの社宅をたくさんつくらさせていただいていましたので、そういう社宅も使えるような状態になれば、当然活用もしたいというふうには思っております。ただ、その時期との関係が非常にJヴィレッジの返還の計画とちょっとなかなか工程上難しいところもありまして、そこはまた具体的にいろいろご相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても今委員のおっしゃるように防犯上の観点からも、まず私どもがきちんと町の明かりをともさせていただくということが必要だという認識は同じ認識を持っておりますので、そういう時期がなるたけ早く来るよう、これからも努力してまいります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○2番（早川恒久君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 副所長にお尋ねします。

就労損害は1年延長で、来年の2月で切れると思いますが、あと営業損害ですか、これは3年で、来年の同じ2月いっぱいということなのですが、今12月になって、その後の就労損害、営業損害について東京電力はどのように考えているか、また考えていないのか、これがまず1点。

あと、2点目は移住に伴う土地、建物の損害賠償の追加賠償、これで今支払い上限額とかやっぱり住民もいろいろ考えているところなのですが、その中で例えば請求権者が高齢のために支払い上限額というか、権利を履行をしないまま亡くなってしまったり、そういう場合にその富岡の家の賠償を完全に受け取る前に亡くなった場合に相続ができるかとか、あとはその請求権の時効は何年……結局すぐに土地を買って家を建てろと言っても無理だし、そういう場合にどれくらいの期間認めてもらえるのか、この2点を副社長、お答えください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ちょっと今すぐお答えできない回答もあろうかと思いますけれども、まず就労損害、営業損害、来年の2月で切れる問題については、これは一つ今の仕組み上そういう方針であるという認識は持っております。ただし、ここからはただしなのですけれども、皆様方のやはりそれぞれのいろんなご事情がありますので、今の仕組み上一応そうなっているという事実は踏まえつつ、当然事情によっては何らかの対応が必要になることもあるとは思っております。ただし、今現在どうするのかは決まっておりま

せんので、ちょっとこの場ではお答えできないというのが正直なところです。申しわけありませんけれども。

それから、もう一つの問題については、これもちょっと何とも今お答えしづらいのですけれども、やはりどういう状況なのか、よくよくお話を伺った上で対応をするということしかないと思っております。ちょっと中途半端なお答えかもしれませんけれども、そういう回答でご勘弁いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 何か歯切れが悪くて、ただしが多くて、理解がちょっとできないのですけれども、やはりあと1年先、2年先であれば今の副社長の回答でもいいのですけれども、あと2カ月ちょっとぐらいの話ですから、例えばマスコミもいるし、こういった場では発言できないとか、そういうことであれば無理に聞こうとはしませんけれども、そういうことについて個人の事情、個人の事情とばっかりさっきからそういう回答が多いのですけれども、やはりこうやって避難生活をしていて、営業もできない状態にあったり、就職につけない高齢者というか、つけない年齢の人もいるので、何らかの考えは持っているよと、切れる前に発表があるよと、そういうふうな具体的には言えないけれども、考えは持っていますと、そういうふうな答えが聞きたいのです。今の回答では、そういうふうな考え持っているのかいないのか、ちょっと定かでないようなはつきりしないような回答で、ちょっと煮え切らないのですけれども、そこはちゃんと答えてください。

あと、移住に伴う土地、建物の賠償なのですけれども、やはり第4次追補で去年の12月25日ですか出て、実際に具体化してきたのはことしの夏近辺だと思うのです。その間にはやはり中古住宅買ってしまったとか、こんなに支払い上限額でこの金額出るのだったら、私新築するのだったとか、いろんなことで東京電力とか国とかの回答に振り回されて住民は右往左往したというのが実態なのです。それなのに個人の状況を聞いて、その個人の状況の原因をつくったのが賠償義務者のほうではないですか。もっと早くルールを出してくれれば、別な選択肢もあったという住民もいっぱいいます。そういう中で時効も答えられない。高齢者の世帯主の方が請求権者が亡くなったらば息子さんが権利譲渡できるかも答えられない。結局国、東京電力の原因でおくれているのに答えられないというのはちょっと納得いかないです。その辺、副社長、もう一回返答してください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 煮え切らない回答だというご指摘はお受けいたしますけれども、しかし決まっていないことは申し上げられないというのも、これ事実でありますので、申しわけありませんけれども、そこはそういう回答でご容赦いただきたいと思います。

それから、もっと早く決めておけば別の選択があったのだというご指摘たくさんもちろんいただいております。そこは本当に申しわけなく思っております。賠償は、これは当社単独で勝手に決めるわ

けにはいかないということあります。私どもが事故の原因者でありますので、私どもが勝手に賠償を進めるわけにもいかないという事情もぜひご理解を逆にいただきたいのですけれども。賠償は、あるやはり基準に基づいてできる限り公平に迅速にお支払いをするというのが、これは大原則でありますので、それは当然しかるべき合意があった仕組みの中でやっていくというのが基本だというふうに思っておりますので、そういう中でどうしてはたから見るとつけ足し、つけ足して、後出しじゃんけんではないかというご指摘はあろうかと思いますけれども、しかしそれは本当に申しわけないというしかございませんけれども、とにかく最後のお一人まで皆さん方の今後の生活の選択に資するような賠償をこれからも進めてまいります。

ただし、もう一つ、これは申し上げなければいけませんけれども、賠償ということは最後の最後までやり通さなければいけませんけれども、それだけでは私は足りないと思っています。実は町の復興という観点も含めていえば、賠償だけではそれはなし得ないと思っておりますので、賠償以外の別の仕組みももちろん必要だと思います。ご商売を別の場所で始めるにしても、またもとに戻ってご商売始めるにしても、それは賠償だけでは多分なし得ないと思っておりますので、そこは今国等とも話をして、やっぱり今の問題はこういうところにあるというのは私も現地におりますので、現地の状況を踏まえてそういう議論をやっているところでありますけれども、大きな地域の復興に伴う支援策というのは別途講じられるべきだというふうに考えております。ちょっとそんな回答で申しわけありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今副社長の賠償だけではという後段の部分、これは大変評価したいと思うのですが、決まっていないものは答えられないというお答えだったのですけれども、決まってないけれども、検討中、考え中、発表はできないけれども、国と一緒にになって、今その点は検討していますというそこがあるかどうか。この1番目の質問、2番目の質問、どちらにも共通してこういった問題があるので、それは今現在ここでは発表できませんけれども、考えているかいないか、そこだけで結構ですから、お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 何とお答えしていいのかあれですけれども、大きな方向性として、私どもはやはり事故の責任を果たしつつ、各町が復興していただくということも大事な大きな目標でありますので、そういったところにもこれからも会社の責任を果たしてまいる所存でございます。そういう大きな方向性の中でいろいろな関係の方と議論をしているのは事実であります。その中に1つ賠償の問題もあるというのももちろん事実でありますけれども、その具体的細かいところについては、今ここではお答えできないというので、その立場であるということは何とぞご理解いただきたいと思います。大きな方向性という中で当然議論はしているというふうに、その回答でご容赦いただきたいと思います。よろしくお願ひしま

す。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で、付議事件2を終わります。

石崎代表を初め東京電力の皆さんにはここで退席いただきます。

暫時休議いたします。ありがとうございました。

休議 (午後 零時06分)

再開 (午後 零時07分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件3、その他を議題といたします。

執行部のほうから何かありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、委員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、その他を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午後 零時07分)